

厚生労働省の定めにより「紹介受診重点医療機関」に受診する際は診療費とは別に選定療養費として自己負担が発生いたします。

令和 6年 2月 1日より

初診時の選定療養費

紹介状を持参せずに受診した場合に発生

医科 7,700円（税込み）

歯科 5,500円（税込み）

- ・紹介される目的以外で他の科を受診する場合もご負担いただきます。
- ・以前受診した事がある科においても一旦治療を中止、治癒した場合等で紹介状の持参がない場合もご負担いただきます。

再診時の選定療養費

病状が安定し医師が他の医療機関への逆紹介を申し出た後も当院での受診を希望され受診した場合に発生

医科 3,300円（税込み）

歯科 2,090円（税込み）

時間外で緊急性が低い受診と医師が判断した場合にも発生いたします。

上記の選定療養費をお支払いした場合は初診料200点・再診料50点（歯科40点）が控除。

ご負担が発生しない方：労災・公災・交通事故・自費診療（健康保険未加入）

救急搬送（救急車）・国の公費医療負担制度（乳幼児・こども医療等一部除く）

・乳幼児健診、予防接種・院内の他の科から紹介依頼

*ご不明な点がございましたら総合受付までお尋ねください。

R5.9.1 JCHO 船橋中央病院 院長